

【県からの通知の内容】

感染拡大に伴う県立学校における部活動の対応について

1 基本的な方針

- (1) 学校における生徒の接触機会を削減するため、部活動を縮小する。
- (2) 部活動を実施するに当たっては、感染防止対策を徹底する。

2 部活動の対応

(1) 活動日数等

活動日数	校外活動 (合同練習・練習試合等)	県外での活動	泊を伴う活動
週2日以内※	禁止※	禁止	禁止

※ 各種大会やコンクール等（全国大会や県内大会等）に出場する場合は、大会当日の14日前から「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」に基づく日数の活動ができるものとする。（少なくとも平日1日、土日どちらか1日を休みとする）

ただし、上記における合同練習や練習試合等については、週2回以内とする。なお、自校を含めて2校のみでの活動とし、他の都道府県の学校を本県に招いての活動は行わない

- ・ 大会に合同チームとして出場する場合は、合同となる学校を合わせて1チームとみなして活動することができることとする。
- ・ 泊を伴う活動は、遠隔地で開催される全国大会等に出場するために、大会前日に現地に到着していなければ準備が間に合わない状況などのやむを得ない場合のみ、目的地の状況や感染防止対策等を踏まえ、校長が実施の可否を判断すること。
- ・ 定期演奏会や発表会等を実施する場合は、感染防止対策を徹底する。

(2) 留意事項

- ・ 「県立学校版 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン～令和3年度版～」及びこれまでの各通知等に基づき、改めて感染防止対策を徹底すること。
- ・ 健康観察を徹底するとともに、本人や同居の家族に体調不良がある者の活動参加禁止を徹底すること。
- ・ 飛沫感染の可能性が高い活動（大きな発声や身体接触を伴う等）は原則として行わないこと。
- ・ 部室の使用の制限（原則禁止）や自宅と活動場所との直行直帰を徹底すること。
- ・ 更衣場面、休憩場面、下校時等における感染防止を徹底すること。
- ・ 水分補給や食事の場面での感染防止対策を徹底すること。
- ・ 熱中症事故防止に配慮した感染防止対策を徹底すること。
- ・ 練習計画や練習試合等の予定について、必要最小限の活動となるよう改めて見直し、管理職が確認するとともに、生徒や保護者に適切に連絡等を行うこと。

(3) 対応期間

令和3年8月16日（月）から8月31日（火）まで。